

規制の事前評価書（簡素化 C）

法令案の名称：災害対策基本法等の一部を改正する法律案

規制の名称：災害時の給水装置の操作を行うための土地の立入規定の創設

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課

評価実施時期：令和7年2月13日

★ 本様式を利用するに当たり、下記要件viを満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

vi

(該当理由)

- ・新設を予定している災害時の給水装置の操作を行うための土地の立入規定については、災害による配水管の被害が生じ、緊急に当該配水管の調査及び復旧の必要がある場合においてのみ適用されるものであり、立入の範囲や規模がその時々で大きく異なるものであることから、viの適用要件に該当するものである。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vi	規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの（様式2—③） ・災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・令和六年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監の新設等の措置を講ずる。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・災害により損傷した水道の配水管の復旧にあたっては、その漏水調査を行う前に、宅地内の給水装置を操作する（止水栓を閉める）必要が生じる。宅地内の給水装置を操作するにあたっては、居住者等の同意を得て土地に立ち入ることが必要となるが、令和六年能登半島地震では、避難等で居住者等が不在なことも多く、速やかに同意がとれないことから、迅速な復旧の支障となった。
- ・このため、今後、同様の災害による配水管の被害が発生した際に、迅速な復旧を実現するために、給水装置の操作を円滑に進めることができる措置を講じておく必要がある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・水道事業者等が、災害時の配水管の調査・復旧のために緊急の必要があるときは、水の供給を受ける者の土地に立ち入り、給水装置の操作を行う（止水栓を閉める）ことができることとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・水の供給を受ける居住者等に、災害時の配水管の調査・復旧のために緊急の必要がある場合に限り、事前の許可なく水道事業者等による土地への立入及び給水装置の操作（止水栓を閉める）を受忍させることで、水道事業者等が配水管の漏水調査・復旧を迅速に実施することが可能となる。これにより、地域全体において、迅速な水道復旧が図られ、生活環境に不可欠な水の供給を早期に確保することができる。なお、水道の被害規模や範囲によってその効果は異なるため、現時点で定量化することは困難であるが、実際に本規定が発動された場合には、当該規定による活動の実績を把握することにより、定量化を試みるものとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・土地に水道事業者等が立ち入り、給水装置の操作を行うことで、その所有者が一時的に使用制限を受けるといったことが考えられるが、このような立入りは災害により損傷した水道の機能を回復するため緊急に配水管の調査及び復旧を行う必要があると認められるときに限られ、止水栓を閉めるだけといった単純かつ数秒程度の作業であることから、遵守費用は極めて軽微と考えられる。

＜行政費用＞

- ・新たな行政費用は発生しない。

＜その他の負担＞

—

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☒他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- ☐その他
- (具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年11月中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）において、「住宅付近における水道管路の漏水調査においては、調査を行う前に、宅内の止水栓を閉める必要があったが、避難等により居住者が不在な状況も多く、円滑に作業を行うことができないといった課題があった」ことから、「復旧の迅速化の観点から、水道管路の漏水調査を円滑に行うための措置を検討する必要がある」とされた。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ（内閣府） 令和6年1月～11月開催

＜関連する会合の議事録の公表＞

https://www.bousai.go.jp/jishin/ното/taisaku_wg_02/index.html

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・本規制の効果は、災害発生後において検証ができるものであり、3年や5年など適当な年度で区切って見直すことが困難であることから、見直し条項の記載を基に施行後適当な時期に事後評価を実施する。